

地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会について

1 評価委員会について

- (1) 位置付け 地方独立行政法人法に基づいて条例設置する附属機関
- (2) 定数等 8名以内。医療又は経営に関し学識経験のある者等で構成
- (3) 役割 平成30年度は、中期目標及び中期計画等について市長に意見を述べること（別紙1参照）

2 委員について

名 前	役職等
あかぎ かずなり 赤木 一成	全国地方独立行政法人病院協議会 事務局長
こまつ けいこ 小松 啓子	社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会 理事長 ※市立病院のあり方検討会議構成員
こんどうみちあき 近藤 倫明	北九州市立大学 特任教授・前学長 ※市立病院のあり方検討会議構成員
しもこうべともひさ 下河邊 智久	北九州市医師会 会長 ※市立病院のあり方検討会議構成員
たなか まさお 田中 雅夫	地方独立行政法人下関市立市民病院 理事長
はなおかなつこ 花岡 夏子	福岡県看護協会 会長 ※市立病院のあり方検討会議構成員
まつき まよこ 松木 摩耶子	松木公認会計士税理士事務所 所長
よしだ 吉田 ゆかり	医療法人よしだ小児科医院 理事長

※50音順、敬称略

3 第1回委員会の開催について（予定）

- (1) 日 時 平成30年6月18日（月） 15時30分～17時
- (2) 場 所 北九州国際展示場・AIMビル3階 314会議室
- (3) 内 容 中期目標について 他
※中期目標の骨子（別紙2参照）
- (4) そ の 他 平成30年度は複数回開催し、議論の経過を常任委員会にも適宜報告する予定

評価委員会の役割について

「地方独立行政法人法（以下「法律」）」及び「北九州市立病院機構評価委員会条例（以下「条例」）」で定められた以下の事項について、市長に意見を述べる。

1 法律で定められている事項

内 容	法律規定	平成 30 年度 の対象事案
市長が特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人に変更しようとする定款の変更を行う場合	第 8 条	—
市長が中期目標を策定・変更しようとするとき	第 25 条	○
市長が中期目標期間に見込まれる法人の業務実績の評価を行うとき（中期目標期間の最終年度内）	第 28 条第 4 項	—
中期目標期間に見込まれる業績の評価結果に基づいて、市長が法人の業務の継続等の検討を行うとき	第 30 条	—
出資等に係る不要財産の納付について、市長が認可しようとするとき	第 42 条の 2 第 5 項	—
条例で定める重要な財産の譲渡又は担保について、市長が認可しようとするとき	第 44 条	—
法人が役員報酬等の支給基準について、市長から通知があったとき	第 49 条	○
設立団体の数を減少させる定款の変更を行う場合で、法人の財産の処分を必要とするとき	第 67 条	—
他の地方独立行政法人と合併しようとするとき	第 108 条 第 112 条	—

2 条例で定めている事項

内 容	条例規定	平成 30 年度 の対象事案
法人が作成・変更する中期計画を市長が認可しようとするとき	第 2 条第 1 項 第 1 号	○
市長が各事業年度の業務実績の評価を行うとき	第 2 条第 1 項 第 2 号	—
市長が中期目標期間の業務実績の評価を行うとき （中期目標期間終了後）	第 2 条第 1 項 第 2 号	—

地方独立行政法人北九州市立病院機構 中期目標 (骨子)

1 前文

- 地方独立行政法人化に至った経緯
- 市立病院を取り巻く経営環境に対する認識
- 市政における市立病院の位置付け
- 設立団体として地方独立行政法人に求めるもの 他

2 中期目標の期間

- 中期目標の期間 ※法律上の規定は「3年以上5年以内の期間」

3 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 市立病院が担うべき役割
 - ・救急・小児・周産期・感染症・災害医療等の政策医療のあり方、各病院の役割等
- 医療の質の確保
 - ・人材の確保・育成、医療機器等の充実、高度医療に関する調査・研究等
- 患者サービスの向上
 - ・院内環境の改善、安全対策の徹底、接遇の向上、分かりやすい情報提供等
- 地域医療への貢献 他
 - ・地域医療機関との連携強化、地域医療構想の実現に向けた取組み

4 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- 業務運営体制の確立
 - ・効率的な組織体制の確立、経営意識の向上等
- 職場環境の充実 他
 - ・職員が働きやすい職場づくり、職員のやりがいや満足度の向上等

5 財務内容の改善に関する事項

- 経営基盤の安定化
 - ・経営指標の目標設定、収入の確保、費用の抑制、計画的な設備投資等
- 運営費負担金のあり方 他

6 その他業務運営に関する重要事項

- 市政（医療行政、保健福祉行政、災害対策等）への協力
- 施設・設備の老朽化対策
- 看護専門学校の運営 他